

能登地震で原発周辺 400 人が 8 日間孤立/避難計画機能せぬ恐怖 ～下北半島は本当に大丈夫なのでしょうか～

能登半島地震のあと、北陸電力志賀原発（石川県志賀町）の半径 30 キロ圏内で、最大 8 地区約 400 人が 8 日間孤立状態になっていたことがわかりました。原発事故時には 5 キロ圏の住民は 30 キロ圏外に避難、5～30 キロ圏はまず屋内退避し、放射線量が上がった場合に圏外に避難するとしていましたが、この避難計画が機能しないおそれがあったことが報じられています。

内閣府防災課によると、地震を受け、志賀原発の 5～30 キロ圏の輪島市の 7 地区と穴水町の 1 地区が 8 日時点で、道路の寸断などで車で人や物資の移動ができない孤立状態となり、9 日以降順次解消されましたが、解消まで 2 週間かかった地区もあったとみられます。そして原子力規制庁によると、原発の約 30 キロ圏内に約 120 カ所あるモニタリングポストのうち、輪島市や穴水町など原発の北側 20～30 キロ付近で地震発生以降、18 カ所で測定不能な状

態だったとのことでした。

そして、この志賀原発では災害への備えに、想定外の事態を突きつけました。原発は停止中でしたが設備の故障で外部電源の一部から電気を受けられなくなり、完全復旧には半年かかる見通しとのことです。今回浮かび上がった課題に対し、原発の事故対策や避難指針の策定を担う原子力規制委員会の動きは鈍いと言わざるをえません。

こうしたことを考えれば、下北半島の原子力施設の地震動評価や避難計画の抜本的な見直しが求められます。下北半島は能登半島と似た状況にあります。地震などと複合して原子力施設の重大事故が発生した場合、半島に取り残されて避難ができず、屋内退避もできない状況が生じ、被ばくを余儀なくされ、医療が届かず、生活物資すら届かない恐れも十分に考えられます。避難計画の抜本的な見直しが必要ではないでしょうか。

再稼働していなくて本当に良かった志賀原発



北陸電力志賀原発とは



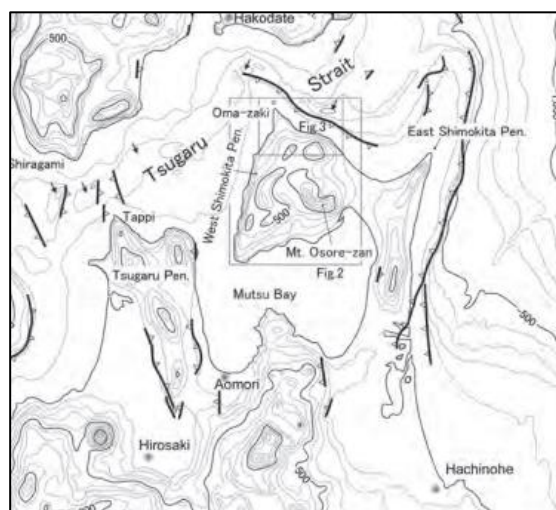
	1号機	2号機
電気出力	54万kW	135.8万kW
炉型	沸騰水型炉 (BWR)	改良型沸騰水型炉 (ABWR)
運転開始	1993年	2006年
審査状況	未申請	審査中

1999年	1号機で核分裂反応を抑える「制御棒」が抜ける事故が発生。約15分間、核分裂が連鎖的に続く「臨界」状態になったが、北陸電力は隠蔽
2006	金沢地裁が2号機の運転差し止めを命じる判決 (判決は二審で覆り、最高裁で確定)
2007	1999年の1号機の臨界事故の隠蔽が発覚
2014	北陸電が原子力規制委員会に2号機の審査を申請
2016	規制委の有識者会合が、敷地内の断層について「活断層と解釈するのが合理的」と評価
2023	「活断層ではない」とする北陸電の主張を規制委が認める

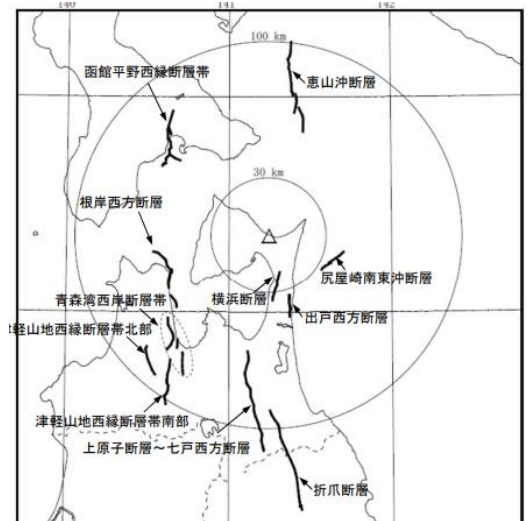
◀◀◀下北半島周辺海域の活断層も再評価が急務！▶▶▶

能登半島地震では、海底活断層を短く切り縮める過小評価が行われてきたと活断層学会の会長が問題提起を行っています。下北半島の周りの海域にも、長大な活断層が存在することが変動地形学者により指摘されていましたが、当該施設を含む原子力施設の地震動評価では、これが採用されませんでした。今回の地震を踏まえて、あらためて再検討、再評価が求められるのは当然といえます。

変動地形学者・渡辺満久氏らが断定した 下北半島の海底活断層図



リサイクル燃料貯蔵㈱が 事業変更許可申請で示した活断層図



『核のゴミから未来を守る県民の会』の青森県に対する公開質問状へ回答がありました 問題の核心を避け、国や事業者の主張を代弁するだけでした、2月中に再質問を予定しています

12月22日、『核のゴミから未来を守る県民の会』は県知事に対して、本県の原子力施設問題について新知事のスタンスを確認すべく公開質問状を提出しました。当日は県民の会より古村一雄、奥村栄両共同代表らが県庁を訪れ、原子力立地課成田課長代理へ質問状を交付しました。

これに対して1月19日に青森県より文書回答がありました。しかし、回答の内容は従来の三村前知事と何ら変わりなく、問題の核心を避け、国や事業者の主張を代弁するばかりで具体的な方策は一切ありませんでした。

このため同会ではあらためて2月中旬に再質問や要望書を再度、提出することとしました。なお、同会にはむつ地区の2つの市民団体も参加しています。



質問状を手交する奥村共同代表

《「核のゴミから未来を守る県民の会」の質問と青森県からの回答書》

※内容をAIで要約し、敬語体を常語体になっています

【問】知事が「青森県を核のゴミ捨て場にしない」とする内容は、全ての放射性廃棄物の最終処分地と理解するが、それとも高レベル放射性廃棄物以外の廃棄物、例えば使用済燃料、TRU廃棄物などの最終処分地はこれに含まないとするのか。

【答】本県は、国から、青森県を高レベル放射性廃棄物及び地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない旨の確約をいただいているものだ。

【問】知事が「青森県が核のゴミ捨て場のように扱われることを絶対許さない」とする「扱われる」とは、どのような状況を想定しているのか。

【答】使用済燃料は再処理される資源であり、また、高レベル放射性廃棄物及び地層処分相当の低レベル放射性廃棄物は一時貯蔵を前提として立地協力要請を受諾したものである。

【問】県民の会は、青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例制定を求めているが、条例制定に係る知事の見解とその理由を伺う。

【答】青森県は、高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵を受け入れているが、最終的な廃棄物処分地として使用しないことが明確にされている。これは、安全協定により廃棄物が貯蔵期間終了時にガラス固化体として搬出され、電力会社から青森県外に搬出する確約が得られているためである。また、国からも最終処分事業を進める際に青森県を使用しない旨の確約が得られている。こうしたことから、青森県を最終処分地にしないという国と事業者、県の方針は明確である。

【問】国に「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない法律」の制定を求める考えはないか。

【答】高レベル放射性廃棄物の最終処分については、最終処分事業を進める国から本県を最終処分地にしない旨の確約を得ていると共に、この確約は今後とも引き継がれていくことが、文書で明確にされている。

【問】国に高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵管理期間30年～50年とする法律制定を求める考えはないか。

【答】貯蔵管理期間については、安全協定において規定されているほか、各電力会社からも「貯蔵期間終了時点までに、確実に青森県外に搬出する」との確約や、これに対する国の指導が示されている。

【問】過去の知事が国に青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない確約文書を要請していることから、宮下知事も改めて、国に対して確約文書を求めるのか、確約文書の法的拘束力についてはどのように考えているのか。多くの県民は、最終処分地の選定が難航している現状では、青森県がなし崩し的に高レベル放射性廃棄物の最終処分地となるのではないかと危惧するが、否定するのならばその根拠や方策を伺う。

【答】青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない旨の国の確約は、今後とも引き継がれていくことが文書により明確にされており、去る8月29日に開催された核燃料サイクル協議会の場においても、その遵守を確認したところである。

【問】高レベル放射性廃棄物の本県での一時貯蔵管理期間は30年から50年とされ、遅くとも2045年4月25日までは最終処分地が操業されることが必須要件となっているが、知事はこれが可能と考えるか、また搬出期限までに、最終処分地の操業が不可能と考えられる場合に、その対策について知事は国、事業者と協議、検討する考えがあるか。

【答】高レベル放射性廃棄物の貯蔵管理期間終了時点での搬出については、安全協定において規定されているほか、各電力会社からの確約や国の指導が示されている。8月29日の核燃料サイクル協議会の場においても、国・事業者に対して、これらの遵守について確認した。経済産業大臣からは事業者において地元との搬出期限の約束を遵守するよう、国として指導する旨

の発言がある。また、電事連会長からは、搬出期限遵守のための取組についても検討する旨の発言もあり、まずはその状況を注視していく。

【問】三村知事時代(2010年9月)に、海外返還低レベル放射性廃棄物を六ヶ所核燃料サイクル施設で受け入れることを決定しているが、これを白紙に戻すべきと考えるが、知事の見解を伺う。

【答】海外からの返還低レベル放射性廃棄物の受け入れについては、安全性を確保するために厳格な審査が行われ、国や事業者が廃棄物の安全性を確認することが条件とされている。また、地層処分が計画されており、経済産業大臣や事業者(電事連、電力10社、日本原燃)から最終処分地にならないとの確約を得ている。

【問】1984年(昭和59年)7月に電事連が本県に原子燃料サイクル施設立地要請した際の資料に「低レベル放射性廃棄物処分場に将来、原発廃止措置で発生する廃棄物も含む」とある。今後、電事連から同廃棄物の最終処分場を本県に要請されることが想定されることから、知事は早期に青森県として拒否することを明言すべきと考えるが、知事の見解を伺う。

【答】昭和59年に電事連が県に提出した「原子燃料サイクル施設の概要」によると、低レベル放射性廃棄物の範囲は、原子力発電所の通常運転によって発生する廃棄物、廃炉時に発生する低レベル放射性廃棄物、および他の施設から発生する低レベル放射性廃棄物を対象としていることが説明された。具体的には、当面は原子力発電所で発生する低レベル固体廃棄物(200リットルドラム缶入り)の搬入が行われると説明された。しかし、廃炉時に発生する低レベル放射性廃棄物の埋設処分については、事業者から特に話もなく申し上げる状況にはない。

【問】電事連が2020年10月の第31回原子力委員会に提出した資料によれば、原発廃止措置は2001年から始められ、2040年までに5基が解体を終えるとしているが、全国どこにも最終処分場が無く立地場所の選定や処分場操業に向けた具体的取り組みが見えないが、処分場は誰が、どのような選定方法と選定基準でいつまでに決めて、いつから操業開始しようとしているのか国と電事連の考え方と計画について伺いたい。

【答】国は、原子力発電所の廃止措置において、着実な廃炉実現や知見の共有、資金確保などの仕組み整備を進める方針であると閣議決定している。また、放射性廃棄物の埋設処分施設の選定は現時点で決まっていないが、放射性廃棄物の発生者として検討を進める考えであると電事連が述べている。国・事業者は、原子力・核燃料サイクルについて国民の理解を得るために努力し、課題解決に取り組むべきだ。

【問】福島原発事故で発生した放射性廃棄物は一切青森県に搬入し、一時貯蔵、中間貯蔵、保管管理及び最終処分地、埋設すべきではないと考えるが、知事の見解と対応について伺う。

【答】東京電力によると、「将来的な廃棄物や使用済燃料の取扱いについては、国との共同研究等を踏まえ、将来の処理・保管方法を今後検討していく、最終的な処分形態が決まるまでの間は、当社が責任を持って安全に保管管理していく」とのことである。

【問】知事は、県民が核のゴミ捨て場に関して、どのような意見を持っていると認識しているか。

【答】県は、原子力・核燃料サイクルについて県民の意見を聞くために、意見交換会や広聴広報事業を実施している。この事業では、国の担当が高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定について説明し、参加者との対話を通じて意見交換を行っている。その結果、様々な意見が寄せられている。また、市民団体からも慎重な意見が出されており、これにも対応している。今後も、様々な意見を聞くことが重要だと考える。

【問】福島原発事故で発生したトリチウム汚染・処理水に関して、東京電力と政府は福島県漁連に対して処理水の処分についての文書で「関係者の理解なしには処分しない」という約束をした。しかし、8月24日にトリチウム汚染・処理水が海に放出されました。これは約束違反であり、このような国の対応では本県を最終処分地としないという確約も守られる保証がないと思われるが、知事の見解を伺いたい。

【答】本県は、高レベル放射性廃棄物については、あくまでも一時貯蔵を前提として、原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受諾したものであり、国から本県を最終処分地にしない旨の確約を得ている。この遵守については、去る8月29日に開催された核燃料サイクル協議会の場においても、国に対して確認したところだ。なお、ALPS処理水の海洋放出については科学的根拠に基づいて行われている。一方で国には、漁業関係者の不安にきちんと向き合ってほしいと考える。

【問】青森県漁連は福島の海洋放出に反対しており、今後六ヶ所再処理工場が本格稼働すると、年間9,700兆ベクレルのトリチウムを含む液体放射性廃棄物が太平洋に放出されることが懸念される。六ヶ所再処理工場の稼働による放射能汚染被害は、福島の海洋放出以上に広範な影響を及ぼし、漁業関係者や観光業、住民の健康などに深刻な長期的な被害をもたらす可能性があるため、六ヶ所再処理工場の稼働中止を要求する。これについて知事の見解と対応について質問したい。

【答】六ヶ所再処理工場からの放射性物質の放出による放射線量は、農畜産物や海産物を含めて年間約0.022ミリシーベルトであり、公衆の線量限度を下回っていることが新規基準適合性審査で確認されている。県は毎月報告を受けており、放出量が管理目標値を下回っていることも確認している。また、施設周辺の影響を確認するために環境放射能の測定を行い、その結果は専門家によって評価され、県の広報誌などで公表されている。

使用済み核燃料むつ中間貯蔵施設、稼働へ向け正念場！

RFS 社、親会社の意向を踏まえ、2024 年度上期中に搬入開始と表明

キャスク 1 基でも広島型原爆 200 発分以上の「死の灰」が含まれています それが 288 基搬入計画です

「中間貯蔵施設」の「中間」とは、いずれ「再処理」をするので、それまでの中間的な貯蔵という意味なのでしょうが、世界的に「再処理」は放棄される流れにあり、日本でもプルトニウムの使い道がない上、技術的・経済的あるいは政治的にも「再処理」は実現しない可能性が高いと言われています。そうなれば、使用済み核燃料の行き場はなく、間違いなく「中間」は「永久」へと変貌します。

現在建設されている中間貯蔵施設は、金属製のキャスクと呼ばれる巨大な容器の中に約 10 トンの使用済み核燃料を入れ、それを当面 288 基、3000 トン分の使用済み核燃料を保管するものです。

キャスク 1 基には広島型原爆 200 発分以上の放射能が含まれ、中間貯蔵施設 1 棟全体では 6 万発分にも達するものです。

中間貯蔵施設はたしかに原子力発電所や再処理工場のように、膨大な熱を発生させたり、ポンプを稼働させたり、長大な配管を持っていたりしません。そのため、中間貯蔵施設が抱える危険性は原子力発電所や再処理工場のものとは異なります。それは時間の長さに関係する危険性です。原子力発電所や再処理工場であれば、その寿命はどんなに頑張っても数十年であり、それらの施設が抱える危険性については、その時間の長さだけ考えれば済みます。ところが、中間貯蔵施設は最終貯蔵施設になる可能性が高く、そうなれば、100 万年、すなわち人類の歴史から見て永遠にその場所でお守りし続けなければならないことになります。

日本という国自体、邪馬台国の卑弥呼の時代からまだ 1800 年あまり、使用済み燃料を格納する金属性キャスク、あるいはコンクリート製の貯蔵建屋

も、せいぜいその健全性が保障できるのは数十年、どんなに長く見積もっても百年の単位でしかありません。それにもかかわらず、100 万年にわたって安全に保管できるという主張には、およそ科学的な根拠がありません。

そうした意味でも、百歩譲っても私たちの町の施設へ搬入するのは、再処理工場の本格稼働が確認されてからにしてほしいものです。

「核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会」（野坂庸子代表）ではこうした一連の問題点を 2 月 13 日にリサイクル燃料貯蔵(株)へ申し入れる予定です。



使用済み核燃料キャスク
直径約 2.5m、長さ約 6m

事業開始 年度内は断念

むつ中間貯蔵 24 年度上期見込む

リサイクル燃料貯蔵（RFS）は 31 日、むつ市の使用済み核燃料中間貯蔵施設について、2024 年度上期の事業開始に向けて準備を進めると発表した。これまでに「23 年度下期」「24 年度上期」と見込んでいたが、23 年度下期の事業開始を断念した。東京電力が核燃料の搬出計画を 23 年度内に示す予定であることや、同施設の

安全対策工事の進捗状況などから総合的に判断した。同日、事業開始時期を変更した工事計画と、24 年度上期に燃料 69 体を納めた貯蔵容器 1 基を受け入れるとする貯蔵計画を原子力規制委員会に提出した。

RFS は昨年 8 月、事業開始時期について、それまでの「23 年度」から「23 年度下期」「24 年度上期」に変更。核燃料の搬出元である東電柏崎刈羽原発（新潟県）が、テロ対策の不備などを理由に規制委から核燃料の移動禁止命令を課されたことで、明確な開始時期は見極められずにいた。昨年 12 月の禁止命令解除後、東電は核燃料の搬出計画を遅くとも 23 年度内に示したい」とし、RFS は搬出計画が提示され次第、速やかに貯蔵計画を示すとしていた。

↑ 2/1 東奥日報 ↓ 2/1 デーリー東北

中間貯蔵施設の事業開始時期 24 年度上期に変更届け出 RFS

むつ市のリサイクル燃料貯蔵（RFS）は 31 日、使用済み核燃料中間貯蔵施設の事業開始時期を、昨夏に提示した「2023 年度下期から 24 年度上期」から、「24 年度上期」とすることを青森県と同市に示した。23 年度中の開始は難しいと判断。変更は同日、原子力規制委員会に提出した。

RFS によると、東京電力柏崎刈羽原発（新潟県）から受け入れる使用済み核燃料の貯蔵についても、1 基を「23 年度下期」から「24 年度上期」とし、未定を「25 年度」以降とした。さらに、3 月までに東電側が示す同原発からの搬出計画を受け、事業開始に向けた工程や貯蔵計画を策定、報告するとした。（工藤文一）

《むつ地域退職者連合》防災計画や高齢者の生活確保などをむつ市へ申し入れました

例年、高齢者の生活改善をめざして自治体要請行動を行っているむつ地域退職者連合は1月30日、8項目の申し入れを行いました。

当日は地域退職者連合から三上会長、小野事務局長、連合下北地協新川事務局長がむつ市企画政策部市民連携課を訪れ、要請趣旨を説明しながら後日、文書回答を求めました。要請行動には杉浦弘樹市議会議員も帯同しました。

申し入れは能登半島地震などを踏まえて、より重要かつ緊急性の高い防災対策を中心に交通弱者対策、高齢者医療対策など多方面にわたるものです。申し入れ内容の概略は以下の通りです。



申し入れ内容の概略

1.むつ市地域防災計画等について

(災害等の被害を少なくするための対策について)

- ①むつ市は「むつ市地域防災計画」を改訂し、津波に関する避難計画の改訂と周知を行うとしているが、津波の高さによる浸水被害を示す標識が進められているがその進捗状況をお知らせ願いたい。
- ②下北半島に影響すると言われている断層についての認識をお聞きたい。
- ③建築物の地震被害を抑えるための資金対策やアドバイスが知りたい。
- ④災害時の特に夜間や停電時の避難対策、避難情報の伝達手段についても見直し等があるのか。夜間や停電時の対策についても教えて欲しい。
- ⑤特別警戒区域や警戒区域あるいは避難道路に関して、住民が普段から目にする施策が必要ではないか。
- ⑥避難道路としての重要な役割を担う「下北縦貫道」の早期実現のためにも具体的な情報を知りたい。

2.むつ市地域防災計画等について

(能登半島地震を教訓として)

- ①市民の安全と災害対策について具体的な計画を聞きたい。避難所にはどの位の物資が備えられているのか、プライバシーやペットの配慮があるのか、医療、心のケアの対策、食料やトイレなどの備蓄は検討されているのか。
- ②仮設住宅の設置の土地の確保はどう考えているか。
- ③半島で地震が起きると、陸路でも海上でも支援物資の運搬が非常に困難を期し、市町村の連携が必須と思うが、むつ市は下北半島にある各町村と被災の時の地域連携は十分か。また、防災用の救助ヘリ、ドクターヘリの利活用について県と連携が取れているのか。
- ④能登半島は地震による地下水道の破損で水道の供給が滞っている。むつ市の対策を伺いたい。
- ⑤救援活動において自衛隊が大きく貢献しているが、当市の自衛隊とどの程度まで連携が可能か伺いたい。
- ⑥今度の災害で国、石川県の対応を見て参考に県、地方自治体、消防などとの協議が行われるのなら、今回の災害で当市の改善点、今後の取り組みについて市民に公表してほしい。

3.コロナ状況・経済支援について

市はこれまで市民生活を守るために様々な支援策を実施してきたが、今後も市民生活の支援策を継続する考えはあるか。

4.原子力災害について

原発事故が起きた場合の放射能汚染について能登地震では自動車の汚染を簡単に検出できる機器を利用して安全の確保を行っていたが原子力施設が多い青森県ではこの機器が配置されているのか伺いたい。

5.公共交通バス運賃について

むつ市高齢者無料乗車証(AGEHA)と今後の改善をどのように進めてのか、今後の制度の継続についての展望を伺いたい。また、AGEHAの所持者数や利用状況はどのように推移しているのか伺いたい。

6.家族の死亡に伴う行政機関の手続き等について

昨年要望した「おくやみ窓口コーナー」設置の案件について検討するとのことだったが、その後、進展や改善は図られたのかどうか。後期高齢者医療保険、介護保険証返還など死亡に関わる手続きを「ひとつの窓口」で済むようになっていくのか伺いたい。

7.住民の足かつ観光振興の要である公共交通について

公共交通は地域住民の足としてのみならず、むつ下北の観光振興、経済のためにも重要なものだが路線バスでは観光地ポイントの尻屋路線の縮小が行われた。人口減少、利用者減少がすべてに優先し、経営が成り立たないとするJRを国が擁護するのは、地方の切り捨てである。大湊線存続のための沿線周辺10市町村による「大湊線活性化協議会」が設立されたが、その後のような協議や進展があったのか伺う。

8.高齢者医療について

「健康で住みやすいむつ市」のためにインフルエンザ、コロナ予防のためのワクチンの無料接種やコロナ検査キットを各家庭に無料配布をすることを検討されているのか伺いたい。またワクチン接種の補助を国で行っているが、さらにむつ市独自の取り組みがあったら伺いたい。

中間貯蔵巡り中電 上関町議に説明会

議員の反応分かれる

上関町で使用済み核燃料の中間貯蔵施設の建設を計画する中国電力は9日、町議に対する初めての説明会を開いた。賛成の立場の議員が「議論の前に説明を受けるのは大前提で、意義があった」と受け止める一方、反対派の議員は「中電の実績作り」と警戒感を強めた。

説明会は当初、町議会の要請で昨年8月14日に行う予定だったが、反対派の住民が集まって中電幹部が役場に入らず、開催が見送られた。

中電はその後、町内の戸別訪問で住民への説明を進め、11月末には周辺の4市町に幹部が赴き、それぞれの首長にも施設の概要や建設に向けた調査の内容を伝えた。こうした動きを受けた上関町議会ではあらためて、中電からの説明を求めることを12月議会で決めた。

中電の上関原子力発電所準備事務所の松浦圭記所長らが町役場を訪れ、会議室で説明が行われた。事前に寄せられていた質問に答える形で、使用済み核燃料は

主に海上輸送となるが、港湾用の埋め立ては最小限にする▽土木工事、搬入補助、放射線モニター、清掃などによる地元雇用が生まれる▽使用済み核燃料の貯蔵は町と約束した期間を尊重する、と述べた。一方、漁業補償については回答を避けた。

議員との質疑では、11月末の周辺市町への説明で「理解を得られたと考えるか」との質問に対して「現時点で十分な理解が得られたとは思っていない」と述べた。

計画に対する「知事同意」については、「法的には不要だが、ご理解を得られるよう努力をしなければならぬ」と述べた。

また、村岡副知事が昨年年末の会見で、町に計画されている原発と中間貯蔵施設の両施設が作られるのは「大きな負担」と述べたことについて「知事の発言は承知している。今後、具体的に計画を示す際に当社の考えをお示しする」とした。

(鈴木史)

こちらは地元紙より

東通1号機安全工事 「24年度完了を目指す」

東北電社長

東北電力の樋口康二郎社長は12日、新年あいなつのため東通村役場を訪れた。

終了後の取材に対し、樋口社長は運転停止中の東通原発1号機（同村）について「再稼働に向けて頑張っていく」とし、安全対策工事の完了時期については「2024年度中の完了を目指して進めよう」ということと、従来の「従来」の目標を堅持する考えを示した。

原子力規制委員会の安全審査は「着実に進んでいる」という認識と説明。審査対応に「最大の努力」を払っているとし、「想定通りに進まないことも考えられるが、そういうことにもしっかり対応する」と話した。

樋口社長は、畑中稔朗村長と川端一松村議会議長とそれぞれ非公開で懇談。畑中村長は「早期再稼働に向けて肅々と（審査対応を）進めていただきたい」を取材に述べた。

(熊谷慎吉)

大間原発の工事開始 「実現へ最大限努力」

Jパワー社長

電源開発（Jパワー）の菅野等社長は12日、新年あいなつのため大間町役場を訪れた。報道陣の取材に対し、今年後半の開始を目指している大間原発（同町）の安全強化対策工事について「目標の実現に向け、最大限努力する」と述べた。

能登半島地震による今後の安全審査への影響に関しては「今後新しい知見が出てくるようであれば真摯に取り組みたい」との姿勢を示しつつ、「大間原発周辺の断層や、その運動の可能性については既に勘案した上で審査をお願いしている。審査のプロセスを進めていきたい」と話した。

新年あいなつの際には野崎尚文町長と町議が出席。冒頭のみ公開され、菅野社長は「大間現地本部と東京本社が一体となり事業を推進していく」と語った。懇談後の取材に対し、野崎町長は「（工事開始が）遅れないように努力してほしいと伝えた」と応じた。

終了後、菅野社長は風間浦村と佐井村を訪れた。

↑1/13 東奥日報

↓1/20 東奥日報

総監「大湊ずっと重要拠点」

青森海自改編で自民勉強会



海自大湊の組織改編について認識を述べる近藤総監＝19日、青森市内

海上自衛隊大湊地方総監の近藤奈津枝海将は19日、自民党県連が青森市内で開いた勉強会に出席し、大湊地方隊（むつ市）の横須賀地方隊（神奈川県）への統合を巡り、「新しい体制でも大湊はずっと北の守りの重要な拠点として存在する」と述べた。防衛省側は地方隊の在り方を含む体制の見直しについて、大湊の横須賀統合以降も検討が続くとの見通しを示した。

大湊地方隊は2024年度末の統合時に大湊地区隊へ変わり、現在の防衛部（約50人）を防衛室（約30人）に改編。一方でトップの「総監」を海将ポストに据え置き、護衛艦1隻が増え、定員は2930人で現行より30人増える見通し。

近藤総監は勉強会で「大湊に在籍する艦艇の定係港が変わるわけではなく、艦艇への後方支援や地元との連絡調整、災害派遣の重要任務を主体的に実施する」と説明した。

(佐々木大輔)

殺傷能力ある武器輸出解禁 政府与党、密室で改定強行

「3 原則」等の改定の概要は下表のとおりです。

これは米国への武器在庫の補填であり、実質的に、戦闘地域であるウクライナへの「玉突き輸出」とも言える。今後こうした動きが質量ともに拡大すれば、日本は「米国の武器下請け国」になりかねません。

(社会新報 2/1 号：拔粹)



航空自衛隊の地上配備型迎撃ミサイル

防衛装備移転3原則と同「運用指針」のポイント		
	従来の規定	主な変更点
①ライセンス生産品の提供	米国からのライセンスの生産品に係わる部品のみ移転可能。	ライセンス生産の武器完成品も、全てのライセンス元国へ提供可能に。
②国際共同開発・生産	共同開発の相手国に対してのみ移転可能。	共同開発の相手国が完成品を移転した第三国へ、部品や技術の直接移転を可能に。
③5 類型 〔救難、輸送、警戒、監視、掃海〕	殺傷能力のある武器の移転は認めない。	本来業務を実施する上で必要な「自己防護」のための武器の移転は認め得る。
④部品の移転	①②③の場合を除き、基本的に移転できない。	安全保障面での協力関係がある国に対しては、総じて可能に。
⑥被侵略国などへの非武装支援	侵略を受けているウクライナに対し武器に該当しない装備品は移転可能。	被侵略国や武力の行使または武力による威嚇を受けている国に対し、武器に該当しない装備品は移転可能に。

2024 しようなら 原発 核燃

3.11 森 松

しあわせに生きたい、
しあわせに生きよう！

2024 年 3 月 10 日（日）12：30 開始

会場：青森市民ホール

講演：今も終わらない原発事故と福島の実状

講師：武藤類子さん

【主催・連絡先】なくそう原発、核燃、あおもりネットワーク
共同代表 浅石紘爾/大竹進/鳴海清彦
青森市橋本 3-15-5 青森県保険医会館内（TEL 080-9251-1286）

「フォーラムしもきた」の貴重なメンバーの一人でした。年明け以降体調が思わしくなかったようで入院加療していましたが、1月17日に亡くなりました。下北地域退職者連合の会長なども歴任されていました。ご冥福をお祈り致します。合掌

【編集後記】連日、能登地震の傷跡が報じられています。万が一、珠洲原発が実現していたらと考えると空恐ろしくなります。地区住民が1週間以上孤立状態で避難も何もあったものではありません。本当に明日は我が身、下北半島もほとんど同じ環境です。そんな中、一日も早い中間貯蔵施設の稼働を求める地元の行政、経済界の気持ちが理解できません。この時期の施設の操業がどんな利益をもたらすのか考えつきません。(栗)

浄土宗の不退山常念寺は、むつ市田名部町に建っている。

この寺に、大正四年、国の重要文化財に指定された「阿弥陀如来坐像」がある。両手を前に組んで、静かに坐っている。しっとりと落ち着いたこの仏像は、今から千年ほど昔の平安時代に作られたものだという。

では、どうして本州北端の下北半島のむつ市に、由緒あるこの仏像が安置されているのだろうか。それには、次のような話がある。

この常念寺は、四百年ほど前の慶長元年に建てられたそうであるが、それから八十年ほどたった延宝三年、田名部から出た大火で常念寺も焼け落ちてしまったという。

この時、青森町（市）の浄土宗正覚寺から月西という僧が四代目としてこの寺に入り、檀家の人たちと力を合わせて、常念寺の再建に力をつくした。

三年後、どうにか寺は新しく建てることができたが、本尊である仏像が大火の時、焼けてしまい無い。そこで、本尊の仏像を買い求めるべく月西和尚が檀家総代と、京都へ旅立ったのである。

京へ着くと、なにはともあれ浄土宗の大本山である浄華院へ、相談のため伺った。と、本堂には、新しいものと古いものの二体の仏像が祀られているではないか。不思議に思って聞いてみると、浄華院の僧が次のように話してくれた。

「十年ほど前の寛文十一年十月、風の強い日でした。町から出た火事でこの寺もたちまち火に包まれてしまいました。せめてご本尊の阿弥陀様を移そうとしましたが、本堂も火の海。それでもなんとかご本尊は本堂から運びましたが、とても安全な所までは持ち運べません。そこで、本堂のすぐ側にあった池に木像の阿弥陀様を投げこんだのです。水の中でしたら、燃えることはないですからね。火が消えてから池の中をさがしましたが、ご本尊が見つからないのです。何回も何回もさがしました。しかし、出てこない。そこで、いたしかたなく新しいご本尊を安置したのです。すると、

何日もしないうちに池の中から、前のご本尊が見つかったもので、こうして新旧二体の仏像を祭っているわけです」

この話を聞いた月西和尚は、「これこそまさに仏縁。当寺に、その隠居仏の方をゆずって頂けませんか」

といて、その阿弥陀様を常念寺のご本尊にすることができたのだという。それからさらに二百十年ほどたった明治二十三年十月、やはり田名部から火が出て、約二百軒を焼く大火があった。

常念寺にも火が移り、山門と鐘楼が灰となってしまったが、本堂は焼失をまぬかれた。この時、寺の付近の人たちが口々にいった。

「本堂にも火が移りそうになったが、その火のなかをご本尊の阿弥陀様やそのほかたくさんの仏様が、火をたたき消し、この寺を守ってくれたのを、たしかにこの目でみました」
(北 彰介)



像高約 90 cm、桧の寄木造。藤原仏らしい優美なお顔、ほっそりした体軀など、非常に洗練された像容の仏様です。光背や台座は後補とのことですが、尊像とよく調和しており、違和感は全くありません。

藤原時代の秀作であり、恵心僧源信作と伝えられています。

青森県の彫刻で国の重要文化財に指定されているのは、この常念寺の阿弥陀如来坐像と大鰐町の大円寺の通称「大日如来坐像」二体のみです。

読売新聞青森版に1997年から2年間にわたって掲載された『青森の民話 100 話』より転載したものです。

ふるさとの地名の由来

大間町中西部に位置する「奥戸」地区は、対岸の北海道松前地区に最も近く、海路の拠点として古くから発展。町の中でも、いち早く開けてきた集落だ。

町史などによると、奥戸は、もともとは「オクノヘ」との呼び方だった—という説もあるが、アイヌ語に由来して名付けられたという説が最有力。アイヌ語で「オ」は川尻、「ウコツ」は交わる、「ペ」はものという意味。

同地区では奥戸川と小川代川の二つの川が海岸線の近くで合流しており、こうした土地柄から「オコッ

ペ」と呼ばれるようになったとみられている。

北海道北東部の紋別郡にあり、同じ読み方の興部町も、興部川と藻興部川が合流してオホーツク海に注いでいたことから、アイヌ語がなまって「オコッペ」との地名になったとされる。地理的な条件は、大間町の奥戸と酷似しており、このことから、アイヌ語説が有力という。奥戸地区は、大間地区に並ぶ町の一つの拠点集落。本年度には、防災公園につながる新たな町道の整備などが計画されている。

このコーナーはデリーー東北に不定期に掲載される「北奥羽の地名」より転載しています。